教育福祉委員会委員長報告書

令和６年１２月１８日

教育福祉委員会に付託されました議案１１件、陳情３件について、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、陳情第１６号「「流山市における新型コロナウイルス感染症予防ワクチン接種時の予診票の保存期間の延長を求める」陳情書」について報告します。

本件は、新型コロナウイルス感染症予防ワクチン接種の予診票について、保存期間を現行の５年間から当面の間、無期限とすること、保存方法については、紙と電子データの２通りでの平行保存とすることを求めるものです。

初めに、当局より、

本市の定期予防接種の予診票の保存期間については、予防接種法施行規則第３条の規定に基づき５年間としています。しかし、データベースとしては、規定された記録事項について健康管理システムに入力を行っており、平成１０年のシステム導入から現在までの記録は破損や消失の対策を講じたうえで、保存されています。

現在、国の厚生科学審議会において、予診票の保存期間の延長について議論がされていることから、本市においては、今後の国の動向を注視していきたいと考えています。

との意見がありました。

審査の過程における討論として、

１　採択の立場で討論する。

新型コロナウイルに対するワクチン接種に際して、事前に提出される予診票は、接種によって副反応が生じ健康被害が生じた場合に、その因果関係などについての医学的検討、個別事例調査のために欠かせない資料である。また、その目的以外で、疫学的な研究を行うためにも有益な資料となり得る。新型コロナウイルスに対するワクチン接種による副反応の疑い、重篤な例、死亡した例などの報告も、決して少ない数だとは言えない。何よりも副反応や健康被害が生じた当事者にとっては、健康な体の回復という点でも、経済生活の面でも、大きなダメージと損失を受けることになり、この被害は軽視できない。しかも、新型コロナウイルスに対して摂取

されてきたメッセンジャーＲＮＡワクチンやレプリコンワクチンなどは、従来からある古典的なワクチンとはその製造方法が異なり、遺伝子技術を用いている。このことから、副反応や健康被害を引き起こすメカニズムについても、未だに解明されていない部分が残っていると言われている。

こういった状況の下では、予診票の保存はますます必要とされてきており、その期間の延長は合理的な判断だと考える。

がありました。

採決の結果、３対４をもって、不採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第１４号「安心・安全な医療・介護の実現のための人員増と処遇改善を求める意見書提出を求める陳情書」について報告します。

本件は、安心・安全な医療・介護の実現のために、関係機関に対して、人員増と処遇改善を求める意見書提出を求めるものです。

初めに、当局より、

１　医療分野について、陳情項目１と２、医療の配置基準の緩和及び、医療機関における労働環境の改善については、国や、医療行政を所管する千葉県において、配置基準の決定や補助金を交付するなどして、支援策に取り組んでいる実態があり、今回、陳情された意見書の提出については、医療体制整備について責務を負う千葉県において、その必要性を判断するものと考えており、本市としては、医師や看護師の配置基準が適正であるかどうかの知見がないため、見解を申し上げることができません。

陳情項目３については、本市では、保健所の増設など公衆衛生行政の体制拡充については千葉県が、必要な職員の配置と財源を確保し、必要な体制を構築すべきものと考えて、体制の整備に取り組んでいることから、千葉県の動向を注視していくとしています。よって、今回、陳情された意見書の提出については、医療体制整備について責務を負う千葉県において、その必要性を判断するものと考えています。

陳情項目４については、患者の負担軽減についての見解ですが、医療費の患者負担については、財源と患者負担のバランスから国において議論を重ね、現在に至っているものと考えています。

２　介護分野について、陳情項目１の人員配置基準につきましては、厚生労働省令によって規定されており、同省令の改正については国の動向を注視しているところです。

陳情項目２の①②の介護分野における労働時間については労働法規に基づいて取り決められております。③夜勤の体制につきましては、

施設の種類や形態によって異なりますが、例えばユニット型の特別養護老人ホームでは利用者２０人に対して１人以上の配置等が基準とされておりますが、その人員配置基準の状況は項目の１で述べたとおりです。

陳情項目４の利用者の負担軽減につきましては、特に低所得の方の負担を考慮し、保険料や利用者負担に係る軽減措置が現在既に実施されており、定められた制度に基づいて運用を図ってまいります。

との意見がありました。

審査の過程における討論として、

１　採択の立場で討論する。

本市においても、医療体制の不足は問題になり、小児救急の受け入れ縮小などを招いている。個々の医療機関、医療従事者の努力も限界にきており、人員不足が悪循環を起こしている。国・県によって本陳情の対策が行われることが必要である。

２　採択の立場で討論する。

日本の医師数が先進諸国と比べて少ないことは歴然としている。これは、日本政府が医師数の抑制政策を長く続けてきたためであり、その動機は医療費を抑制するためであった。１９７０年代から１９８０年代にかけては、抑制緩和が行われたが、医療費抑制の趨勢は続き、医師不足は改善されていない。

また、看護師の数については先進諸国と遜色はないものの、賃金は先進諸国と比べて下回っており、長時間労働と過重労働も常態化している。とりわけ連続１６時間労働の過酷さが、看護師の健康や日常生活にも大きな負荷をもたらしているだけでなく、医療の質にも影響を及ぼすことが懸念されている。

１９８８年に労働法制の規制緩和の一環として変形労働時間制が導入されたが、そのことが医療現場における長時間連続労働を一般化させてしまった。日本看護協会などは、連続勤務の途中で少なくとも２～３時間の休憩時間の付与を行えるよう要望し、また勤務と勤務の間には１１時間以上のインターバルを設けることを求めている。

国策が生じさせた医師不足、看護師の低賃金と過重労働、医療の危機は、国が政策を改めることによってしか解決することはできず、国の予算措置も欠かせない。この立場から、陳情が求めている項目はすべて切実な課題であると捉える。

がありました。

採決の結果、３対４をもって、不採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第１５号「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書提出を求める陳情書」について報告します。

本件は、関係機関に対して、介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書提出を求めるものです。

初めに、当局より、

陳情項目１の「介護保険制度の抜本的な見直し」については、介護保険制度は国がどの地域においても同様のサービスが提供されるように、各地域の状況や様々な知見に基づき定めているものであることから、国が定めた制度に沿って保険者として適切に事業を行うことが市の責務であると考えております。

陳情項目２の介護報酬については、国がサービス毎の経営状況の違いも踏まえ、介護現場で働く方々の処遇改善を図ってきております。また、現在国においても令和６年度報酬改定の効果検証を行っているところであり、市としては市内事業所の状況を引き続き注視したいと考えております。

陳情項目３の利用料２割負担の対象者の拡大など制度の見直しについては、国において、第１０期介護保険事業計画期間の開始年度である令和９年度の前までに結論を得るべく、総合的かつ多角的に検討が行われることとなっております。市としては、引き続き国の動向を注視してまいります。

陳情項目４の介護従事者の賃金については、国において介護報酬での処遇改善加算を行っており、また介護従事者の処遇に係る調査を現在実施し、効果検証を進めております。また、経済財政運営と改革の基本方針２０２４においても、公的価格に基づく賃金の引上げについて示されております。

市としては、引き続き国の動向を注視してまいります。

との意見がありました。

審査の過程における討論として、

１　採択の立場で討論する。

介護保険の第９期に向けた２０２４年度の介護報酬改定は、全体として若干のプラスとなったものの、陳情趣旨にあるとおり、介護職員の賃金は全産業平均より７万円も低い状態が続いており、深刻な人手不足となっている。とりわけ訪問介護は基本報酬が下げられ、今年１月から１０月の間に、訪問介護事業者の倒産件数はすでに７２件にのぼり、在宅介護が崩壊

の危機に瀕している。
　また、今回の改定では、多くの反対の声によって利用料２割負担の対象者の拡大、ケアプランの有料化などの負担増は見送られたが、実行されれば一層の介護難民を生むことは必至である。
　一方、現在の仕組みでは、介護報酬が上げられれば保険料や利用料に跳ね返り、それを危惧して介護報酬の値上げをためらう現場の声もある。この矛盾の解決には、介護保険財政に対する国庫負担割合の引き上げ、国庫負担による介護従事者の賃金引き上げが必要である。
２　採択の立場で討論する。
　日本の介護現場は深刻な人手不足に直面している。介護職員の有効求人倍率が１５倍を超える現状では、介護保険制度を維持することは不可能であり、早晩破綻してしまう。
　２０２４年度の介護報酬改定では、全体で１．５９パーセントの引き上げが行われたとされているが、そのうち処遇改善に充てられたのは０．９８パーセントであった。この程度の増額では物価上昇や賃金格差を埋めるには不十分であり、介護職員と全産業の労働者の平均賃金との差は依然として約７万円となっている。介護現場に多い非常勤職員はさらに低賃金に甘んじざるを得ない状況である。
　特に、訪問介護の報酬引き下げは、地域に密着した小規模事業所の経営を圧迫し、廃業に追い込まれるケースも報告されている。
　これらの問題を解決するためには、社会保障費の増額や介護保険の国庫負担引き上げ、制度の抜本的な改善、そして介護従事者の大幅な処遇改善と増員が不可欠の課題である。
　がありました。
　採決の結果、３対４をもって、不採択すべきものと決定しました。
　次に、議案第７１号「令和６年度流山市介護保険特別会計補正予算（第２号）」について報告します。
　本案は、決算的見地から、総務費及び保険給付費を減額するなど、所要の補正を行うもので、既定の歳入歳出予算総額から、それぞれ７，４４５万４千円を減額し、補正後の予算総額を１４９億１，００７万円とするものです。
　審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。
　次に、議案第７３号「指定管理者の指定について（流山市思井福祉会館）」について報告します。

本案は、流山市思井福祉会館について、令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで、指定管理者を指定するため、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求めるものです。

審査の過程における討論として、

１　賛成の立場で討論する。

わが党は、指定管理者制度の導入には反対であるが、導入が決まり、事業者を選定する本議案については、市内のＮＰＯ法人が受けることになったため、賛成とする。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第７２号「流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、小規模保育事業等における満３歳以上満４歳未満及び満４歳以上の児童に係る保育士等の配置基準を改めるものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第８１号「指定管理者の指定について（流山市おおたかの森センター及び流山市立おおたかの森子ども図書館）」について報告します。

本案は、流山市おおたかの森センター及び流山市立おおたかの森子ども図書館について、令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで、指定管理者を指定するため、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求めるものです。

審査の過程における討論として、

１　反対の立場で討論する。

株式会社は配当を優先とするため、反対する。

がありました。

採決の結果、５対１をもって、可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第７４号「指定管理者の指定について（江戸川台小学校区第１江戸川台学童クラブ、江戸川台小学校区第２江戸川台学童クラブ、江戸川台小学校区第３江戸川台学童クラブ、東深井小学校区第１もりのいえ

学童クラブ、東深井小学校区第２もりのいえ学童クラブ及び東深井小学校区第３もりのいえ学童クラブ）」、議案第７５号「指定管理者の指定について（西初石小学校区第１西初石子どもルーム、西初石小学校区第２西初石子どもルーム、新川小学校区つくしんぼ学童クラブ及び西深井小学校区たんぽぽ学童クラブ）」、議案第７６号「指定管理者の指定について（八木北小学校区第１学童クラブ、八木北小学校区第２学童クラブ、八木北小学校区第３学童クラブ、小山小学校区第１おおたかの森ルーム、小山小学校区第２おおたかの森ルーム、小山小学校区第３おおたかの森ルーム、小山小学校区第４おおたかの森ルーム、小山小学校区第５おおたかの森ルーム及び長崎小学校区ひよどり学童クラブ）」、議案第７７号「指定管理者の指定について（流山北小学校区第１ちびっこなかよしクラブ、流山北小学校区第２ちびっこのびのびクラブ、流山北小学校区第３ちびっこクラブ、流山小学校区第１おおぞら学童クラブ、流山小学校区第２おおぞら学童クラブ及び流山小学校区第３おおぞら学童クラブ）」、議案第７８号「指定管理者の指定について（鰭ケ崎小学校区第１ひまわり学童クラブ、鰭ケ崎小学校区第２ひまわり学童クラブ、鰭ケ崎小学校区第３ひまわり学童クラブ、南流山小学校区第１あすなろ学童クラブ及び南流山小学校区第２あすなろ学童クラブ）」、議案第７９号「指定管理者の指定について（八木南小学校区そよかぜ学童クラブ、向小金小学校区第１学童クラブ、向小金小学校区第２学童クラブ、東小学校区第１あずま学童クラブ及び東小学校区第２あずま学童クラブ）」並びに議案第８０号「指定管理者の指定について（おおたかの森小学校区学童クラブ）」の以上７件は学童クラブに係る指定管理者の指定に関することですので、一括して審査しました。

一括審査した議案７件については、市内の各学童クラブについて、令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで、指定管理者を指定するため、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求めるものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、議案第７４号から議案第８０号の以上７件は、いずれも全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

以上